

菊陽杉並木公園（菊陽町総合運動公園）指定管理者審査基準

審査基準	審査項目	内 容	判定			
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 (条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的及び町が示した管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設としての設置目的を理解した内容か</li> <li>・ 町が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか</li> <li>・ 団体の経営モラルや経営実態は健全か</li> </ul>	適・否			
	(2) 住民の平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益事業等の特定の事業に偏った計画となっていないか</li> <li>・ 施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか</li> </ul>				
施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 (条例第4条第1項第2号)	(1) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報計画の内容は適切か</li> <li>・ 利用拡大の取組内容は適切か</li> <li>・ 地域団体や関係機関等との連携が図られているか</li> </ul>	配点  50			
		(2) 住民サービスの向上のための手法及び効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民サービスの向上のための取組内容は適切か</li> <li>・ 募集要項に示した内容の提案は適切か</li> <li>・ 自主事業の提案は町の考えと合致した内容か</li> <li>・ 施設の機能を十分に活かした内容となっているか</li> </ul>		
				(3) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の維持管理は効率的な内容となっているか</li> <li>・ 屋外施設・緑地管理の実績及び手法は適切か</li> <li>・ 安全管理は適切か</li> </ul>	
	管理業務の経費の縮減が図られるものであるか。 (条例第4条第1項第2号)	(1) 経費縮減の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案価格の得点</li> </ul>	10	
		(2) 収支計画の内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入及び支出の積算方法や根拠は適切か</li> <li>・ 収支計画の実現可能性はあるか</li> </ul>		
	管理を安定して行う物的・人的能力を有しているか。 (条例第4条第1項第3号)	(1) 安定的な管理運営が可能な物的・人的能力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員配置や、職員の指導育成等の体制は適切か</li> <li>・ 緊急時等の対応の体制は適切か</li> <li>・ 町が求める資格者配置が確保できているか</li> </ul>	30	
				(2) 安定的な管理運営が可能な財政的基礎		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の財務状況は健全か</li> <li>・ 金融機関や出資者等の支援体制は十分か</li> </ul>
						(3) 類似業務の実績
その他、設置目的達成のために必要と認める事項 (条例第4条第1項第4号)		(1) 地域との連携及び地域貢献への姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営計画が地域課題の解決及び地域貢献を考慮しているか</li> </ul>	10		
	(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他（個人情報保護・利用者ニーズ・苦情対応等）</li> </ul>				